

令和5年度農業ビジネス人材育成研修企画運営業務企画提案コンペ参加仕様書

1 委託事業の目的

異業種と連携しながら、農業をビジネスとして展開できる人材の育成に向けて開設しているみえ農業版MBA養成塾の塾生や就農希望者等を対象として実施する「農業ビジネス人材育成研修」の企画、運営を行う。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 令和5年度農業ビジネス人材育成研修企画運営業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和6年3月8日（金）まで
- (3) 仕様 別紙「令和5年度農業ビジネス人材育成研修企画運営業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限金額 3,094,418 円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（様式第1-1号）を作成のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参、電子メール、郵便又は民間事業者による信書便、のいずれかで提出すること。（FAXによる提出は受け付けないこととする。）

提出期限は令和5年5月9日（火）15時必着とする。

電子メール、郵便又は民間事業者による信書便の場合は、電話にて提出先に到着を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

TEL : 059-224-2354 E-mail : nakamh29@pref.mie.lg.jp

《参加資格確認結果通知》

令和5年5月23日(火) 15時までに通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和5年度農業ビジネス人材育成研修企画運営業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1) 企画提案コンペの審査項目

ア 企画提案の目的の妥当性：

企画提案が委託業務の目的を十分踏まえた内容となっているか。

イ 提案内容の企画・実施の妥当性および実効性：

講師の選定やコーディネーターの役割は適切な内容となっているか。各回の講義が有機的に連絡するとともに、講師と受講者、受講者間の対話や交流を促進する内容となっているか。受講生を確保する方法が提案されているか。

ウ 業務実施成果の評価手法の妥当性および実効性：

受講者の講義に対する効果・評価を確認できる内容となっているか。翌年度以降のカリキュラムに活かせる改善点の提案をする内容となっているか。

エ 経済性：

十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。

オ 業務実施スケジュール、執行体制：

スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。業務を円滑に遂行するための業務受託体制となっているか。

カ 経験・実績：

類似の業務の経験や実績があり、豊富な知識を有しているか。または、過去の経験や実績を、本業務に活かした内容となっているか。

(2) 企画提案書の審査

提出された企画提案書の審査を行うため、オンラインを利用し、提案者によるプレゼンテーションを実施する(令和5年5月31日(水)午後(予定):三重県津市広明町13番地 三重県庁6階農林水産部会議室)

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行う場合がある。

(3) 説明会

説明会は実施しない。

7 提出を求める企画提案関連資料

(1) 企画提案資料

- 1) 企画提案申請書（様式第2-1号） 1部提出
- 2) 企画提案書（様式第2-2号） 8部（正本1部、副本7部）提出
- 3) 会社（団体）等の概要（既存のパンフレット等でも可） 8部提出
- 4) 経費積算書（様式第3-1号） 8部（正本1部、副本7部）提出
- 5) 見積書（様式第3-2号）1部提出
- 6) 契約実績（様式第4-1号） 8部（正本1部、副本7部）提出
- 7) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し 1部提出

(2) 企画提案書の提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便に限る。

*電子メール、FAX等での提出は受け付けない。

*持参の場合は、平日の8時30分から17時15分までとし、郵便又は民間事業者による信書便の場合は、電話にて到達を確認すること。

(3) 企画提案書の提出日

企画提案書の提出期限は、令和5年5月29日（月）15時必着とする。

(4) 企画提案書の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

《選定結果通知》

令和5年6月1日（木）15時までに通知する。

8 質問の受付および回答

(1) 質問期間 令和5年4月25日（火）15時まで（必着）

(2) 質問方法

FAXまたは電子メールにより、文書で下記18の連絡先まで送付するものとする。

その際、所属、氏名、連絡先を明記する。質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

(3) 質問に対する回答

令和5年4月27日（木）15時までにFAX又は電子メールで回答する。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6月前までに発行したもの）の写し（提示可）

- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6月前までに発行したもの(無料))の写し(提示可)
 - (3) 契約実績証明書(様式第4—2号)
過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」
- ※(1)(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(様式第5号)を提出(FAX又は電子メール可)してください。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。

11 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所および支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1.3 見積および契約の手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨に限る。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.5 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.6 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取り扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の規定があるので留意すること。

1.7 その他

- ・企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託料の支払いについては、原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

1.8 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

TEL : 059-224-2354 FAX : 059-223-1120 E-mail : nakamh29@pref.mie.lg.jp

担当 : 山川、仲森